

# 自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階  
（2025公務員春闘特集号） 2025年3月26日 NO.717

## 3者協・春闘時の要求書を都教委に提出 民間大手の大幅賃上げを人事委員会勧告に

3者協（東学、AIM89、都障労組）は、3月24日都教委に春闘期の要求書を提出しました。東京都の職員の賃金引き上げのためには、人事委員会の勧告制度のもとでは、民間の大幅賃上げが必要です。

2025春闘の結果は、月額1万7828円、率で5.46%の引き上げでした（3月14日時点）。賃上げ率は、2年連続5%超の高水準です。しかし、中小企業に限っては、月額1万4320円、賃上げ率で5.09%です。大手企業と中小企業の格差、初任給の大幅引き上げと中高年層の低額という「年齢格差」などが、課題です。

石破政権は、給特法等の改正案を2月7日に閣議決定しました。この法案は、教職調整額の引き上げなど、今後の学校教育に重要な影響を及ぼす内容が盛り込まれています。

東京都教育委員会は「令和6年度学校における働き方改革の進捗及び今後の展開について」を2月4日に公表しました。

### 1. 教員の時間外在校時間の減少について

昨年10月の時間外在校等時間45時間以下の教諭の割合は、小学校64.0%、中学校52.3%、高校65.0%、特別支援学校75.9%で、いずれも前年度より増加しています。80時間を超える教諭も一定数いますが、減少傾向です。しかし、東京都教育委員会が目標として掲げる「（45時間超の教員を）令和9年度までに0%」には程遠い数値です。「目標の達成に向け、更なる加速が必要」です。

### 2. 外部人材の配置拡充について

エデュケーション・アシスタントやスクール・サポート・スタッフ、副校長補佐、部活動指導員などの配置は、教員等の負担軽減に役立っています。しかし、低賃金・不安定雇用な労働者を増やしているとの問題点を指摘しておかなければなりません。

### 3. 学校における業務の外部委託（アウトソーシング）について

中央教育審議会の答申が示した提言では、「学校・教師が担う業務に係る3分類14項目」がありました。そのうち、今回東京都教育委員会は、「小・中学校において、学校・教員以外でも担うことが可能な業務について段階的に外部委託（アウトソーシング）を推進」するとの考えを公表しました。具体例として、学校徴収金管理、学校施設開放手続き、就学時健康診断などをあげています。学校徴収金の徴収・管理は、「負担感が強い一方でやりがいや重要性は高くない」という業務です。しかし、無批判的に、外部委託を「推進させる」との姿勢でいいのか、疑問です。今後の動向を注視し、真に教職員の「業務負担の軽減」と労働条件の「改善」となるよう取り組んでいきます。委託先の労働者の労働条件（低賃金・不安定雇用など）も、気になるところです。

### 【東学の単組要求】

自治体の財政力の差によって、学校徴収金の無償化の実現に自治体間に差が出ています。国による全額補助が実現するまで、区市町村に補助を行うことを求めます。①東京都として、区市町村の学校給食費の無償化のため財政支援（補助金）を継続して行うこと。②東京都として、国に学校給食費の完全無償化に必要な学校給食法の改正と財政措置（地方交

付税や補助金等の財政支援)を要望すること。学校給食法第11条第2項では、給食食材費は「保護者の負担」とされています。財源は、4,900億円ほどあれば実現できるそうです。③東京都として文部科学省の通知にある区市町村の公会計化を推進すること。④学校徴収金(給食費や教材費、移動教室・修学旅行費等)の外部委託(アウトソーシング)について、情報提供と話し合いを行うこと。

## 2025春闘に関わる公務員連絡会の声明 人事院総裁、国家公務員制度担当大臣から春闘期の回答を引き出す

公務員連絡会は、18日に人事院総裁と、そして本日(3月24日)国家公務員制度担当大臣と、それぞれ交渉を持ち、2025年春季要求に対する回答を引き出した。

委員長クラス交渉委員による最終交渉で、人事院総裁からは、①俸給や一時金は、国家公務員の給与と民間企業の給与の実態を精緻に調査し、その正確な比較を行い、適切に対処する、②特勤手当等や交通用具使用者の通勤手当について、必要な検討を行う、③定年の引き上げに伴う、給与カーブの在り方については、他の制度と一体で検討を行う、④超過勤務の縮減について、適切に各府省に対する指導を行う、⑤非常勤職員の給与について、常勤職員の給与とのバランスをより確保しうるよう取り組んでいく、等の回答があった。

また、国家公務員制度担当大臣からは、①優秀な人材を確保し、国家公務員が働きがいを持って生き生きと働けるよう、国家公務員の処遇改善に向けて取り組む、②令和7年度の給与については、人事院勧告を踏まえ、国政全般の観点から検討を行い、方針を決定する、③非常勤職員については、適正な処遇が確保されるよう関係機関とも連携して必要な取り組みを進める、④今後とも、連絡会とは誠意を持った話し合いによる一層の意思疎通に努める、等の回答があった。

これらの回答は、いずれも春季における課題認識を共有するとともに、公務員連絡会の意見を聞きながら検討を進めていく姿勢を確認したものの、要求に対して明確には応えておらず、決して十分とは言えない内容である。しかし、人事院勧告を基本とする賃金・労働条件決定制度のもとで、交渉過程において、各課題の現段階における関係当局の考え方や進捗状況を明らかにさせることができたことを踏まえ、春の段階における交渉の到達点と受け止める。今後、人事院勧告期に向け闘争態勢を堅持・強化していく。

## 第96回日比谷メーデーへの呼びかけ

私たちは、春闘を「総労働と総資本の闘いの場」として再生し、賃上げはもとより労働者の権利破壊、企業の不法・脱法行為、貧困・格差の拡大と対決し、非正規労働者の均等待遇・権利拡大を目指して、ストライキを背景に大衆闘争で闘っていかねばなりません。石破政権による企業利益優先の政策や、差別・排外主義を煽る勢力の拡大を許さず、民主主義の破壊や民主化運動の圧殺などと闘う世界中の人々とともに国際連帯で闘っていきます。未組織・非正規・女性・外国人労働者の低賃金と労働条件の改善、ジェンダー平等、労働者の生活と権利を守る闘いを進めていきます。様々な行動に結集する人々と連帯し、震災復興、脱原発、軍事費増額に反対し、あらゆる戦争反対、辺野古新基地建設阻止、戦争法・共謀罪廃止、憲法改悪反対、平和と民主主義擁護を掲げ、労働組合への弾圧を跳ねのけ、すべての労働者・市民・全世界の人々と手を繋ぎ共に闘っていきましょう。